

【 令和5年度 第1回宮城地方最低賃金審議会 資料一覧 】

令和5年7月5日開催

番号	資料名
1	宮城地方最低賃金審議会委員名簿
2	宮城地方最低賃金審議会運営規程
3	宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程
4	「中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会の報告」に関する、申し入れ書（2023年2月14日付け全国労働組合連絡協議会東北協議会他）（写）
5	宮城地方最低賃金審議会労働者委員の公正・公平な任命を求める要請書（2023年4月14日付け宮城県春闘共闘会議他）（写）
6	物価上昇に対応した最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明（2023年4月27日付け仙台弁護士会）（写）
7	最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金の引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請（2023年5月22日付け全労連東北地方協議会他）（写）
8	2023年度宮城地方最低賃金の審議にあたっての要請（2023年6月14日付け宮城県労働組合総連合）（写）
9	中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告（令和5年4月6日）
10	宮城県最低賃金の改定審議に関する要請（2023年6月27日付け宮城全労協）（写）

宮城地方最低賃金審議会委員名簿

定 数 15名	公益を代表する委員 5名 労働者を代表する委員 5名 使用者を代表する委員 5名	任 期	令和7年5月14日
委 員	氏 名 職 名 等		
	《公益を代表する委員》		
	小 幡 佳緒里	弁護士	
	熊 谷 真 宏	公認会計士	
	桑 原 真 弓	東北福祉大学教授	
	一 言 亮 輔	日本放送協会仙台放送局副局長	
	柳 井 雅 也	東北学院大学教授	
	《労働者を代表する委員》		
	阿 部 祥 大	日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長	
	阿 部 徹	電機連合宮城地方協議会事務局長	
	大 宮 正 巳	JAM 南東北宮城県連絡会事務局長	
	齋 藤 和 彦	全日本運輸産業労働組合連合会宮城県連合会書記長	
	新 関 直 人	U A ゼンセン宮城県支部次長	
	《使用者を代表する委員》		
	阿 部 昌 展	仙台商工会議所理事・事務局次長	
	稲 妻 敏 行	宮城県商工会連合会専務理事	
	佐 藤 万里子	株式会社カネサ藤原屋 代表取締役副社長	
	成 田 努	一般社団法人宮城県経営者協会専務理事	
	半 沢 章	宮城県中小企業団体中央会専務理事	

注. 委員の配列は五十音順による。

宮城地方最低賃金審議会運営規程

令和 3 年 6 月 2 9 日改正

(目的)

第 1 条 宮城地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 条）及び最低賃金審議会令（昭和 3 4 年政令第 1 6 3 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、宮城労働局長、5 人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 1 人以上を含む 3 人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により宮城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の 1 週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、宮城労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第 3 条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

2 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

(委員の欠席)

第 4 条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度宮城労働局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年6月29日から施行する。

宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程

令和3年6月29日改正

(目的)

第1条 宮城地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、宮城労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、宮城地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する意義の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和4年7月28日から施行する。

2023年1月/4日

宮城労働局 局長 殿

全国労働組合連絡協議会東北協議会

議長 坪井 俊長

全国労働組合連絡協議会宮城協議会

議長 大内 忠雄

全国一般労働組合全国協議会

中央執行委員長 平賀雄次郎

同 宮城合同労働組合

執行委員長 星野憲太郎

「中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会の報告」に関する、申し入れ書

1 2022年3月に予定されていた「中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会の報告」が直前になってから1年延期の決定が行われました。その後においては、上記全員協議会が昨年12月16日までで7回開催されたことがホームページ上で公開されています。この流れから、私たちは今年3月までには、具体的で内容の有る「報告」が行われるものと期待しております。

2 上記全員協議会では、地域をランク分けする目安制度を見直す審議が行われていると思われまます。この機会に全国一律最低賃金制度に向けて、ランク制を廃止すべきです。

3 東北地方の現在の地域最低賃金額は、Dランクの岩手県854円、秋田県853円、青森県853円、山形県854円、福島県858円、Cランクの宮城県が883円です。Aランクの東京都が1072円ですから、1ヶ月の法定労働時間である173.8時間働くすると宮城県において、東京都との間に月に32,848円差がつきます。最低賃金の地域間格差の拡大が地方の人口減少・衰退を促進する要因のひとつであることは明

らかなため、近年、多くの地方議会において全国一律を求める意見がでています。地方では自動車は生活必需品であり、その自動車保有費用を考慮に入れると全国どこでも最低生計費は大きく変わることはありません。全国一律最低賃金制度は、若年労働者の都会への流出を防ぎ、地方の疲弊を阻止する役割を果たすことができます。221円まで広がった地域間格差を解消するには、全国一律制度確立に踏み出すことが求められます。

4 昨年来の急激な物価高が労働者の生活を圧迫しており、最賃の再引き上げが求められている事態でもあります。

D ランク県である宮城県の貴労働局が地域間格差を解消するため、できる限り尽力されるよう申し入れます。

また、本申し入れ書の内容を「中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会」に伝えていただくよう申し入れます。

以上

2023 年 4 月 1 4 日

宮城労働局 局長 竹内聡 様
宮城地方最低賃金審議会 会長 様

宮城県春闘共闘会議
代表幹事 佐藤 友彦
代表幹事 高橋 正行
代表幹事 渡辺 孝之

宮城県労働組合総連合
議長 高橋 正行

宮城地方最低賃金審議会労働者委員の 公正・公平な任命を求める要請書

貴職におかれましては、労働者の権利と福祉の向上に努められていることに敬意を表します。

来る、2023 年 5 月 1 日は宮城地方最低賃金審議会委員の任命日にあたり、宮城県春闘共闘会議は、労働者委員の候補者を推薦いたします。

宮城地方最低賃金審議会を構成する、公益・使用者側・労働者委員各（各 5 名）のうち、労働者委員（5 名）は、労働戦線再編以降、連合宮城、あるいは連合宮城に加盟する組合から推薦された委員のみで構成されており、偏向任命の状況が続いていると認識しています。

宮城県労連、宮城県春闘共闘会議は、宮城における最低賃金を決めるにあたって審議する最低賃金審議会労働者委員については、労働組合の路線や系統による排除はせず、連合以外の労働団体からも労働者委員に任命され、多様な労働者の意見を汲み取り、民主的な運営がなされることを強く求めるものです。

改選にあたり、毎回、宮城県労連、宮城県春闘共闘会議から労働者委員候補を推薦してきましたが、ことごとく排除されてきました。宮城労働局は、任命に至らなかった理由について、「労働局長の総合的な判断」という理由以上の回答はされておらず、その判断基準は明らかにされず、納得いく説明は一切されていません。

こうした不正常な、偏向任命は、多様な労働者の声や意見が審議会に反映されない結果を生み、国民的に最低賃金に対する理解や認識が深まらず、常に企業の支払能力論に特化した議論に押し込められ、最低賃金の引き上げ額が低く抑えられている要因の一つになっていると考えています。

わたしたち宮城県労連、宮城県春闘共闘会議は、いま、全国でパート・派遣・アルバイトなどの非正規労働者が全国で 2000 万人を超え、「2 人に 1 人に近い割合で非正規労働者となり、そのうち、年収 200 万円以下の労働者が 1000 万人を突破し、低賃金化が進行し格差と貧困が社会問題となっています。こうしたもと、憲法 25 条にもとづく「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する、最低賃金の引き上げは重要と認識し、各種とりくみを行っています。

以上の趣旨を鑑み、令和 5 年度の宮城地方最低賃金審議会労働者委員の選任にあたって、下記事項について要請するものです。

記

1. 宮城地方最低賃金審議会労働者委員の選任にあたっては、連合宮城加盟組合だけでなく、宮城県労連、宮城県春闘共闘会議からも任命されること。

2023年5月1日

宮城地方最低賃金審議会 御中

仙台弁護士会
会長 野呂 圭

会長声明の送付のご案内

当会では、2023年4月27日開催の常議員会において別紙書面の
とおり「物価上昇に対応した最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声
明」を発表致しました。

よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

以上

【執行先】

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、宮城県知事、中央最低賃金審議
会、宮城地方最低賃金審議会、厚生労働省宮城労働局

【参考送付先】

各政党、宮城県選出国會議員、日本弁護士連合会、各弁護士会、各弁護士
会連合会、河北新報社論説委員会

物価上昇に対応した最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

最低賃金法は、低廉な賃金で働く労働者について、賃金の最低額を保障することにより、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」（1条）を目的としている。2020年のデータに基づく試算によると、最低賃金の全国平均の1.1倍以下の賃金で働く労働者の割合は14.2%を占め、1.3倍以下の賃金で働く労働者まで範囲を広げるとその割合は31.6%を占めるため、最低賃金額の引上げは間接的にこれらの労働者の賃金引上げにも波及しうる。

現在、世界的な資源価格の高騰などの影響から、特異な物価の上昇が続いている。その影響で、労働者が受け取った賃金で購入できる物品やサービスの量を表す実質賃金は、今年1月に前年同月比で4.1%の減少となった。これは消費税の引上げで実質賃金が落ち込んだ2014年5月以来の大きな下げ幅であり、家計に対して大きな影響を与えている。

このような状況の中で労働者の生活を維持するためには、賃金の上昇が不可欠である。とりわけ、もともと賃金が低廉で貯蓄をすることが困難であった非正規労働者ほど、現在の物価上昇の影響を受けており、賃金の引上げが強く求められるところ、上述したように、最低賃金額を引き上げることによってこれらの労働者の賃金引上げに波及させることが期待できる。

宮城県に目を向けると、現在の宮城県の最低賃金額は883円であり、近年引上げが続いているとはいえ、それでも上記の物価上昇の影響により労働者が生活を維持していくためには十分とはいえない水準であって「労働者の生活の安定」が確保されているとはいえない。したがって、「労働者の生活の安定」という最低賃金法の目的に沿った最低賃金額とするためには物価上昇を踏まえてその額を大幅に引き上げる必要がある。

他方で、最低賃金額の引上げは使用者にとって負担増をもたらすところ、物価高騰などによる影響を強く受けている中小零細企業に対する支援策も喫緊の課題として重要である。

以上のことから、当会は、中央最低賃金審議会及び宮城県地方最低賃金審議会に対して、現在の特異な物価上昇を踏まえた最低賃金額の大幅な引上げを行うよう求めるとともに、政府に対して最低賃金の引き上げを可能とするような中小零細企業支援策の拡充も求めるものである。

2023年(令和5年)4月27日

仙台弁護士会
会長 野呂

2023 年 5 月 22 日

宮城労働局長 竹内聡 様

全労連東北地方協議会

議長 越後屋 建一

全労連北海道地方協議会

議長 三上 友衛

宮城県労働組合総連合

議長 高橋 正行

最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び 最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

第 8 波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰が、働くものの生活を圧迫し、特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。

2008 年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。物価高騰から労働者の暮らしを守り、コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の 3 要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできません。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースです。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。

地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の四か国（全体の 3%、2013 年）のみです。米国は州ごとにも最低賃金が決められていますが、連邦最賃は全国一律最低賃金制です。日本も批准する ILO 最低賃金決定制度勧告（第 30 号、1928）が「同価値労働に対する男女の同一報酬の原則」と「労働者が妥当な生活水準を維

持しえるように考慮する」ことを規定しているのは当然のことです。

15年で2倍に広がった最低賃金の地域間格差は、あまりに大きく、実現には様々なハードルがあるのも事実です。しかし、私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。政府として、相応の財政捻出する決断も含め、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。このことが、コロナ禍を脱却する強い経済を作ることにつながるとも考えます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

記

1. 今年度の最低賃金については、コロナ禍で、厳しい状況に置かれている労働者の生計費を考慮することや、地域経済振興のため、大幅引上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金のランクを廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 最低賃金を引き上げと同時に、中小・零細企業支援が必要です。中小企業の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められます。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施されるよう指導すること。また、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。
4. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素からはずすこととし、法改正を行い最賃決定の仕組みを改善すること。
5. コロナ禍によって明らかになったエッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
6. 地方最低賃金審議会の審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、宮城の場合、専門部会の一部非公開となっています。本審同様、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。審議会委員に配布される資料は、引き続き傍聴者にも配布すること。
8. 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合その理由を明らかにすること。
9. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

2023 年 6 月 14 日

宮城労働局長
局長 竹内 聡 様
宮城地方最低賃金審議会 会長 様

宮城県労働組合総連合
議長 高橋 正行
仙台市青葉区五橋一丁目5-13
平和と労働センター県労連会館1階
TEL : 022 (211) 7002 FAX : 022 (211) 7004

2023 年度宮城地方最低賃金の審議にあたっての要請

現在、日本の最低賃金は、先進国に比べ低額であることが問題になっていますが、日本の最低賃金には3つの問題があることが明らかになっていると考えます。1つは、低すぎて自立して生活できないこと、2つ目に地域別で格差が広がっていること、3つ目は、中小企業支援が脆弱であることです。

2022 年の最低賃金改定による加重平均 961 円では低額で人間らしく暮らすことはできません。最高額の東京 (1,072 円) と最低額の県 (853 円) との差は 219 円 (20.4%)、宮城県 (883 円) とは 189 円の差となっています。こうした格差が生じることで地方から都市部へ人口が流出し、地域経済が疲弊していく大きな要因となっています。

4 月 6 日、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」は、現在の 4 ランクを 3 ランクにすることを決定し、宮城は B ランクとなります。しかし、地方間格差、ランク間格差の解消に踏みこんでいません。

最低賃金の決定は 3 要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」と経済指標 を考慮し、最低賃金額を決めることになっています。

しかし、実際には支払能力や経済状況の議論が先行し、生計費は後方に追いやられ、経済力が弱い地域では最低賃金額は長きにわたって低水準におかれるという構造的な欠陥があると言わざるを得ません。このことは、等しく生きる権利 (平等権) にも抵触する問題と考えます。この問題の解決のため、全国一律の最低賃金制の確立が必要です。

岸田首相は「できるだけ早期に全国加重平均 1,000 円以上となるよう見直す」と表明していますが、全労連東北地方協議会が行った「2022 年最低生計費試算調査改定版」では、25 歳単身者が仙台市で暮らす場合 1,733 円 (月 150 時間) が必要との結果となりました。

最低賃金法を改正し、「全国一律最低賃金制度創設」し、1,500 円以上の実現することは、労働者の賃金を引き上げて所得を確保し、地域経済をあたためることで人口減少社会に歯止めをかける社会基盤をつくることになると考えます。

コロナ感染と燃料代の高騰の影響を受けている中小企業の予算を拡充し最賃引き上げに伴う、円滑な賃金の引き上げにつながるよう実効ある助成を行うことが必要と考えます。

以上の趣旨を踏まえ、下記事項についてご尽力をいただきたく要請いたします。

記

1. 物価急騰のなかでの住民のくらしを支える観点から、物価上昇を超える最低賃金の引き上げを行うこと。
2. 生計費の原則に基づき、最低賃金を 1500 円以上に引き上げること。生計費の根拠とする資料として全労連東北地方協議会が算出した 2022 年生計費試算調査改定版を用いること。
3. 都道府県ごとの格差、ランク内格差の解消を踏まえた議論を行うこと。
4. 中小企業・小規模事業者支援策を抜本的に強化すること。業務改善助成金については「生産性向上」を要件とせず、すべての中小企業・小規模事業者が使いやすい制度への見直しを図ること。
5. 宮城地方最低賃金審議会労働者委員について公正公平な任命を行うこと。

以 上

2016年版北海道・東北地方最低生計費試算調査結果—2022年版改正点と総括

1. 消費支出の物価変動について

・2016年から2022年10月にかけての物価変動を総務省統計局公表の「消費者物価指数」(CPI)を用いて分析し、係数を各費目に乗じた。

・なお、係数を乗じて調整した項目は、食費(家での食事および廃棄分)、光熱水費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、自動車関係費、通信費、教養娯楽耐久財費、理美容品費、理美容サービス費。

2. 食費における会食費について

・合意形成会議において、飲み会に参加した場合、代行運転サービスを利用することを踏まえて、1回2,000円、計4,000円を上乗せすることとした(札幌在住は除く)。

3. 住居費について

・2022年版のために家賃相場の再調査をインターネットを用いて実施した。具体的には、単身用住宅として、25㎡の民間賃貸アパート・マンション(ワンルーム or 1K、2階以上、エアコン付き)について、各都市にてインターネットにて家賃を調査した。結果は、以下の通り。

青森市

条件に該当するのは122件。最低は25,000円、最高は55,000円。3万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、33,000円を住居費とした。

秋田市

条件に該当するのは154件。最低は28,000円、最高は61,000円。3~4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、35,000円を住居費とした。

盛岡市

条件に該当するのは404件。最低は28,000円、最高は65,000円。3~4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、37,000円を住居費とした。

山形市

条件に該当するのは265件。最低は25,000円、最高は75,000円。4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、34,000円を住居費とした。

仙台市(太白区)

条件に該当するのは507件。最低は26,000円、最高は80,000円。4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、35,000円を住居費とした。

福島市

条件に該当するのは200件。最低は27,000円、最高は75,000円。3~4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、36,000円を住居費とした。

札幌市

条件に該当するのは101件。最低は24,000円、最高は56,000円。3~4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、38,000円を住居費とした。

4. 日帰り行楽について

・2016年版では、日帰り行楽について頻度が年に4回で1回あたり費用が5,000円であったが、2022年の合意形成会議にて頻度を3か月に1回、1回あたりの費用を10,000円とした（札幌在住は除く）。

5. クリーニング代

・男性については、背広2着・オーバーコート2着分の、女性については、ワンピース2着・オーバーコート2着分のクリーニング代を想定した（1着=1,100円）。

1着 1,100円 * 4 / 12 = 月額 367円

6. 交通費

・通勤定期代として、地下鉄白石駅からさっぽろ駅まで3ヵ月定期 29,930円、1ヵ月当たり 9,977円とした。

7. 定額制コンテンツ（サブスクリプション）について

・近年、アマゾンプライムやNetflix等の映像コンテンツの配信サービスは多くの若者が利用しており、2022年の合意形成会議にて加入することを想定し、月額1,000円を計上した。なお、これに伴い、書籍費を削除することとした。

8. 自治会費（町内会費）

・2016年版では、自治会には加入していないものとして算定しなかったが、2022年の合意形成会議にて加入したほうがよいとの意見が多く、新たに算定した（月300円）（札幌在住は除く）。

9. 年収設定の改定について

・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和3年）の結果に基づいて、各都市における若者（25歳、大卒、勤続3年目）の年収設定を以下のように改定した。なお、賃金の改定に伴い、労働組合費（賃金の1%に相当）も改定した。

（資料）令和3年「賃金構造基本統計調査」

区分	企業規模計（10人以上）産業計 男女計								
	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年間賞与 その他特別給与額	労働者数	
北海道	2 5 2 9 歳	27.5	4.3	164	11	250.2	224.7	596.6	8993
青森		27.5	4.9	164	11	230.7	210.3	526.1	1677
岩手		27.5	5	164	14	238.8	214.4	540.3	2078
宮城		27.5	4.7	165	13	258.6	231.2	618.2	5001
秋田		27.5	5	167	10	230.9	211.3	506.5	1447
山形		27.5	5	166	12	241.2	216.4	522.8	2139
福島		27.4	5.1	167	14	249.4	222.2	569.1	3717

年収設定（括弧内は前回の設定）

青森	月収 21.0万円×14か月、	年収 294万円（228万円）
岩手	21.4万円×14か月、	300万円（228万円）
宮城	23.1万円×14か月、	323万円（228万円）
秋田	21.1万円×14か月、	295万円（228万円）
山形	21.6万円×14か月、	302万円（228万円）
福島	22.2万円×14か月、	310万円（228万円）
北海道	22.5万円×14か月、	315万円（266万円）

10. 非消費支出の再計算について

・年収設定の改定および各種社会保険の保険料の改定に伴い、2022年時点での非消費支出（所得税、住民税、厚生年金、協会けんぽ、雇用保険）の再計算を行った。

青森市版

1) 所得税

4月分の給与を210,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、3,980円。これにボーナスに対する分（月額1,429円）を加算すると、5,409円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4%、市民税＝6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円～360万円未満のため、

給与所得＝294万円÷4×2.8－8万円＝1,978,000円

給与所得－（社会保険料控除＋基礎控除）＝1,978,000円－（448,149円＋43万円）＝1,099,851円

市民税（税率 6%）は、

$1,099,851 \text{ 円} \times 6\% \approx 65,991 \text{ 円}$

県民税（同 4%）は、

$1,099,851 \text{ 円} \times 4\% \approx 43,994 \text{ 円}$

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、 $65,991 \text{ 円} - 1,500 \text{ 円} \approx 64,400 \text{ 円}$

県民税は、 $43,994 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円} \approx 42,900 \text{ 円}$

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	1,500円

したがって、住民税額（年額）は、 $64,400 \text{ 円} + 42,900 \text{ 円} + 3,500 \text{ 円} + 1,500 \text{ 円} = 112,300 \text{ 円}$ となり、1 か月当たりでは **9,358 円**となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率 = 18.3%（うち労働者分 = 9.15%）

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ（青森県）保険料率 10.03%（うち労働者分 = 5.015%）

→標準報酬月額 220,000 円では、11,033 円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分） = 1.35%（うち労働者分 = 0.5%）

→月収を 210,000 円とすると、1,050 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、 $20,130 \text{ 円} + 11,033 \text{ 円} + 1,050 \text{ 円} = 32,213 \text{ 円}$ となり、 $\times 12 \text{ ヶ月分} = 386,556 \text{ 円}$ となる。

これにボーナス分 61,593 円を加えると **448,149 円**となる（月あたり **37,345 円**）。

秋田市版

1) 所得税

4 月分の給与を 211,000 円とすると、国税庁『令和 4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、**3,980 円**。これにボーナスに対する分（月額 1,436 円）を加算すると、**5,416 円**

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税 = 4%、市民税 = 6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得 = $295 \text{ 万円} \div 4 \times 2.8 - 8 \text{ 万円} = 1,985,000 \text{ 円}$

給与所得 - (社会保険料控除 + 基礎控除) = $1,985,000 \text{ 円} - (452,176 \text{ 円} + 43 \text{ 万円}) = 1,102,824 \text{ 円}$

市民税（税率 6%）は、

$1,102,824 \text{ 円} \times 6\% \approx 66,169 \text{ 円}$

県民税（同 4%）は、

1,102,824 円×4%≒44,112 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、66,169 円－1,500 円≒64,600 円

県民税は、44,112 円－1,000 円≒43,100 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500 円
県民税	2,300 円

したがって、住民税額（年額）は、64,600 円＋43,100 円＋3,500 円＋2,300 円＝113,500 円となり、1 か月当たりでは 9,458 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率＝18.3%（うち労働者分＝9.15%）

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ（秋田県）保険料率 10.27%（うち労働者分＝5.135%）

→標準報酬月額 220,000 円では、11,297 円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）＝1.35%（うち労働者分＝0.5%）

→月収を 211,000 円とすると、1,055 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円＋11,297 円＋1,055 円＝32,482 円となり、×12 ヶ月分＝389,784 円となる。

これにボーナス分 62,392 円を加えると 452,176 円となる（月あたり 37,681 円）。

盛岡市版

1) 所得税

4 月分の給与を 214,000 円とすると、国税庁『令和 4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,120 円。これにボーナスに対する分（月額 1,456 円）を加算すると、5,576 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4%、市民税＝6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得＝300 万円÷4×2.8－8 万円＝2,020,000 円

給与所得－（社会保険料控除＋基礎控除）＝2,020,000 円－（447,721 円＋43 万円）＝1,142,279 円

市民税（税率 6%）は、

1,142,279 円×6%≒68,536 円

県民税（同 4%）は、

1,142,279 円×4%≒45,691 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、68,536 円－1,500 円≒67,000 円

県民税は、45,691 円 - 1,000 円 \doteq 44,600 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,500円

したがって、住民税額（年額）は、67,000 円 + 44,600 円 + 3,500 円 + 2,500 円 = 117,600 円となり、1 か月当たりでは 9,800 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率 = 18.3% (うち労働者分 = 9.15%)

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ (秋田県) 保険料率 9.91% (うち労働者分 = 4.955%)

→標準報酬月額 220,000 円では、10,901 円が本人負担分

③雇用保険料率 (失業給付分) = 1.35% (うち労働者分 = 0.5%)

→月収を 214,000 円とすると、1,070 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円 + 10,901 円 + 1,070 円 = 32,101 円となり、 $\times 12$ ヶ月分 = 385,212 円となる。

これにボーナス分 62,509 円を加えると 447,721 円となる (月あたり 37,310 円)。

山形市版

1) 所得税

4 月分の給与を 216,000 円とすると、国税庁『令和 4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,200 円。これにボーナスに対する分 (月額 1,470 円) を加算すると、5,670 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方 (県民税 = 4%、市民税 = 6%)

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円 ~ 360 万円未満のため、

給与所得 = 302 万円 $\div 4 \times 2.8 - 8$ 万円 = 2,034,000 円

給与所得 - (社会保険料控除 + 基礎控除) = 2,034,000 円 - (449,654 円 + 43 万円) = 1,154,346 円

市民税 (税率 6%) は、

1,154,346 円 $\times 6\% \doteq 69,260$ 円

県民税 (同 4%) は、

1,154,346 円 $\times 4\% \doteq 46,173$ 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、69,260 円 - 1,500 円 $\doteq 67,700$ 円

県民税は、45,693 円 - 1,000 円 $\doteq 45,100$ 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,500円

したがって、住民税額（年額）は、67,700円+45,100円+3,500円+2,500円=118,800円となり、1か月当たりでは9,900円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%（うち労働者分=9.15%）

→標準報酬月額220,000円では、20,130円が本人負担分

②協会けんぽ（山形県）保険料率9.99%（うち労働者分=4.995%）

→標準報酬月額220,000円では、10,989円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）=1.35%（うち労働者分=0.5%）

→月収を216,000円とすると、1,080円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130円+10,989円+1,080円=32,199円となり、×12ヶ月分=386,388円となる。

これにボーナス分63,266円を加えると449,654円となる（月あたり37,471円）。

仙台市版

1) 所得税

4月分の給与を231,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,630円。これにボーナスに対する分（月額1,572円）を加算すると、6,202円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税=2%、市民税=8%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円～360万円未満のため、

給与所得=323万円÷4×2.8-8万円=2,181,000円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,181,000円-(492,070円+43万円)=1,258,930円

市民税（税率8%）は、

1,258,930円×8%≒100,714円

県民税（同2%）は、

1,258,930円×2%≒25,178円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、100,714円-1,500円≒99,200円

県民税は、25,178円-1,000円≒24,100円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,700円

したがって、住民税額（年額）は、99,200円+24,100円+3,500円+2,700円=129,500円となり、1か

月当たりでは10,791円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3% (うち労働者分=9.15%)

→標準報酬月額240,000円では、21,960円が本人負担分

②協会けんぽ(宮城県)保険料率10.18% (うち労働者分=5.09%)

→標準報酬月額220,000円では、12,216円が本人負担分

③雇用保険料率(失業給付分)=1.35% (うち労働者分=0.5%)

→月収を231,000円とすると、1,155円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、21,960円+12,216円+1,155円=35,331円となり、×12ヶ月分=423,972円となる。

これにボーナス分68,098円を加えると492,070円となる(月あたり41,005円)。

福島市版

1) 所得税

4月分の給与を222,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,410円。これにボーナスに対する分(月額1,511円)を加算すると、5,921円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方(県民税=4%、市民税=6%)

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円~360万円未満のため、

給与所得=310万円÷4×2.8-8万円=2,090,000円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,090,000円-(446,529円+43万円)=1,213,471円

市民税(税率6%)は、

1,213,471円×6%≒72,808円

県民税(同4%)は、

1,213,471円×4%≒48,538円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、72,808円-1,500円≒71,300円

県民税は、48,538円-1,000円≒47,500円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,500円

したがって、住民税額(年額)は、71,300円+47,500円+3,500円+2,500円=124,800円となり、1か月当たりでは10,400円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3% (うち労働者分=9.15%)

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ（福島県）保険料率 9.65%（うち労働者分=4.825%）

→標準報酬月額 220,000 円では、10,615 円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）=1.35%（うち労働者分=0.5%）

→月収を 222,000 円とすると、1,110 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円+10,615 円+1,110 円=31,855 円となり、×12 ヶ月分=382,260 円となる。

これにボーナス分 64,269 円を加えると 446,529 円となる（月あたり 37,210 円）。

札幌市版

1) 所得税

4 月分の給与を 225,000 円とすると、国税庁『令和 4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,480 円。これにボーナスに対する分（月額 1,531 円）を加算すると、6,011 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（道民税=4%、市民税=6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得=315 万円÷4×2.8-8 万円=2,125,000 円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,125,000 円-(459,010 円+43 万円)=1,235,990 円

市民税（税率 6%）は、

1,235,990 円×6%≒74,159 円

県民税（同 4%）は、

1,235,990 円×4%≒49,439 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、74,159 円-1,500 円≒72,600 円

県民税は、49,439 円-1,000 円≒48,400 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500 円
道民税	1,500 円

したがって、住民税額（年額）は、72,600 円+48,400 円+3,500 円+1,500 円=126,000 円となり、1 か月当たりでは 10,500 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%（うち労働者分=9.15%）

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ（北海道）保険料率 10.39%（うち労働者分=5.195%）

→標準報酬月額 220,000 円では、11,429 円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）＝1.35％（うち労働者分＝0.5％）

一月収を225,000円とすると、1,125円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130円＋11,429円＋1,125円＝32,684円となり、×12ヶ月分＝392,208円となる。

これにボーナス分66,802円を加えると459,010円となる（月あたり38,250円）。

（追加）自動車関係費について

2016年の試算では、小型自動車所有を想定した。いっぽう税金等を考慮すると軽自動車所有のほうが費用が低くなるのが、他の地域における試算で明らかになっている。今回は軽自動車所有を想定した試算も行った。試算の内訳は以下のとおりとなる。

自動車関係費：軽乗用車

（東北地方共通）

費目	金額(円)	備考	6年間の金額(円)	1カ月当たりの額(円)
車両価格（車検基本料込み）	650,000		650,000	9,028
税・保険料（①～⑥）の計	129,715		453,290	6,296
①消費税（10%、取得時）	65,000		65,000	—
②軽自動車税（毎年）	10,800		64,800	—
③重量税（1年分）	3,300	2年分6,600円の1/2	19,800	—
④自賠責保険料（1年分）	9,865	2年分19,730円の1/2	59,190	—
⑤任意保険料（年額）	40,750		244,500	—
整備費用（⑥～⑩）の計			272,976	3,791
⑥車検（2年ごと）	15,000	6年間で2回	30,000	—
⑦上記の消費税（10%）	1,500	同上	3,000	—
⑧印紙代	1,400	同上	2,800	—
⑨部品・消耗品の交換費用	*詳細は下表を参照		215,614	—
⑩上記の消費税（10%）			21,561	—
駐車場代（月額）	3,000		—	3,000
ガソリン代（月額）	8,900		—	8,900
合計				31,015

注1)7年落ち(2016年に初回登録、6万km走行)の中古軽乗用車(660cc)を購入後6年使用する(車検直前に手放す)。

2)Webサイトで条件に合ったのは140台で、価格(車両本体)の最低が30万円、最高が169万円、安い方から3割程度の価格は65万円(消費税抜き)。2022年10月調査。

3)消費税率は10%で不変とした。

4)任意保険の契約内容は、対人賠償無制限、対物賠償無制限、免責金額=車対車免ゼロ、搭乗者傷害=1,000万円で16等級とした。

部品・消耗品の交換費用

費 目	交換時期	部品代 (円)	工賃 (円)	交換回数 /6年	6年間の 金額 (円)
エンジンオイル	10,000 kmごと	2,420	599	5	15,096
オイルフィルター	10,000 kmごと	1,294	839	5	10,667
バッテリー交換	4年間に1回	7,168	599	2	15,536
冷却水交換	10万kmごと	5,550	2,398	1	7,948
スパークプラグ	5万kmごと	623	599	1	1,222
ヘッドライトバルブ	切れたら	2,775	599	1	3,374
タイヤ交換	4万kmごと	17,822	4,795	1	22,617
スタッドレスタイヤ	3年ごと	32,412	6,993	2	78,810
冬用ワイパー	消耗したら	11,100	0	1	11,100
ブレーキフルード	車検時	2,254	3,596	2	11,702
フロントブレーキパッド	40,000 kmごと	7,672	7,193	1	14,865
リアブレーキシュー	40,000 kmごと	4,040	4,429	1	8,469
ワイパーブレードラバー	年1回	2,398	444	5	14,208
合 計					215,614

注1)部品・消耗品の交換費用については、整備工場2社に問い合わせ設定した。

2) 部品交換時に12カ月点検を含むものとした。

3)購入後6年間の走行距離を58,254kmとし、以下のようにして算定した。

上表(自動車関係費)の月額ガソリン代(8,900円)を2022年10月時点のガソリン価格(165円/l)で除したものに、燃費(軽乗用車:15km/l)を乗じ、それを12倍することによって1年間の走行距離(9,709km)を算定し、これを6倍した。

2022年改定の総括

春闘では労働組合の要求への満額回答が相次ぎ、23年の賃上げ率は30年ぶりの高水準が期待される。しかし、2021年後半から始まる物価高騰は国民・労働者の生活を直撃しており、この物価高騰を埋め合わせるほどに賃上げ水準は達していないのが実際である。つまり、実質的には賃金は下落しているのである。

今回、2016年に試算を行った最低生計費について、今回の物価高騰だけでなく、2019年の消費増税等も加味して、再試算を行ったところ、普通の生活に必要な費用は税等抜きで月額18～19万円に達することが分かった。今回の2022年版の最低生計費を2016年版と比較すると、北海道で10.5%、青森県で15.5%、秋田県で16.9%、岩手県で12.8%、山形県で14.7%、宮城県で17.6%、福島県で15.0%、それぞれ上昇している。これは生計費が上昇した分だけ（賃金が上がっていないとすれば）、暮らしにくくなったことを意味する。昨年10月に最低賃金額は3.3%引き上げられたが、物価高騰はその後も継続しており、さらなる最賃改定が望まれる。8時間働いて普通に生活するためには、時給額は少なくとも1500円必要であり（人間らしい労働時間を考慮すれば1600～1700円以上）、この金額に地域差がないことが、今回の試算によって改めて明白になったのである。全国一律最低賃金1,500円の早期の実現が望まれる。

総括表1 2022年版東北地方最低生計費試算結果一覧（25歳単身男性）

	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市
消費支出	179,522	182,825	186,717	181,425	183,708	183,513
食費	46,583	47,235	47,242	46,605	47,226	47,442
家での食事	25,317	25,937	25,944	25,337	25,929	26,140
外食・昼食	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外食・会食	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
廃棄分	1,266	1,298	1,297	1,268	1,297	1,302
住居費	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000
家賃	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000
光熱・水道	10,496	10,687	11,614	10,878	11,068	10,903
家具・家事用品	4,066	3,841	4,932	4,321	4,150	3,893
家事用耐久財・暖房機器・家具	1,951	1,317	1,904	1,674	1,466	1,695
室内装備品	118	121	209	198	140	184
寝具類	632	683	831	548	675	378
家事雑貨	587	1,030	993	1,088	922	654
家事用消耗品	779	689	994	813	947	981
被服・履物	6,885	6,901	7,144	6,131	7,709	6,506
被服・履物	6,610	6,626	6,869	5,856	7,434	6,231
洗濯代	275	275	275	275	275	275
保健医療費	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617
保健医療費	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617
交通・通信	36,150	36,114	36,057	36,022	36,103	36,234
交通費（自動車関係費）	31,015	31,015	31,015	31,015	31,015	31,015
通信費	5,135	5,099	5,042	5,007	5,088	5,219

教育	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	19,599	20,286	19,988	19,089	19,512	19,796
教養娯楽耐久財	5,041	5,728	5,430	4,531	4,954	5,238
書籍	0	0	0	0	0	0
日帰り行楽	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333
旅行	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
余暇費用	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
定額制コンテンツ	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
NHK受信料等	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225
理美容費	3,993	3,726	3,413	4,723	3,582	3,536
理美容用品	2,002	1,664	1,407	2,790	1,616	1,629
理美容サービス	1,992	2,062	2,007	1,932	1,966	1,907
身の回り用品	494	686	1,002	1,264	815	816
その他	15,650	15,660	15,690	15,710	15,860	15,770
自由裁量費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
冠婚葬祭費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
お中元・お歳暮	0	0	0	0	0	0
プレゼント費用	833	833	833	833	833	833
自治会費	300	300	300	300	300	300
共益費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
忘年会等	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667
その他会費	250	250	250	250	250	250
組合費	2,100	2,110	2,140	2,160	2,310	2,220
非消費支出	52,112	52,555	52,686	53,041	57,998	53,531
所得税	5,409	5,416	5,576	5,670	6,202	5,921
住民税	9,358	9,458	9,800	9,900	10,791	10,400
社会保険料	37,345	37,681	37,310	37,471	41,005	37,210
予備費	17,900	18,200	18,600	18,100	18,300	18,300
最低生計費						
税等抜き月額	197,422	201,025	205,317	199,525	202,008	201,813
税等込み月額	249,534	253,580	258,003	252,566	260,006	255,344
税等込み年額	2,994,406	3,042,961	3,096,033	3,030,793	3,120,074	3,064,130
必要最低賃金額（173.8 時間換算）	1,436	1,459	1,484	1,453	1,496	1,469
必要最低賃金額（150 時間換算）	1,664	1,691	1,720	1,684	1,733	1,702
最低賃金額（2023 年）	853 円	853 円	854 円	854 円	883 円	858 円

表1 北海道・東北地方最低生計費試算調査結果（2022年版改定）総括表

都道府県名	北海道		青森県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県	福島県
	男性	女性						
自治体名	札幌市		青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市
性別	男性	女性	男性	男性	男性	男性	男性	男性
最賃ランク	C		D	D	D	D	C	D
消費支出	176,146	173,685	179,522	182,825	186,717	181,425	183,708	183,513
食費	43,426	35,146	46,583	47,235	47,242	46,605	47,226	47,442
住居費	38,000	38,000	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000
水道・光熱	13,269	12,914	10,406	10,687	11,614	10,878	11,068	10,903
家具・家事用品	4,538	4,903	4,066	3,841	3,932	4,321	4,150	3,893
被服・履物	6,395	4,855	6,885	6,901	7,144	6,131	7,709	6,506
保健医療	4,480	3,218	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617
交通・通信	14,390	14,895	36,150	36,114	36,057	36,022	36,103	36,234
教養・娯楽	30,598	30,598	19,599	20,286	19,988	19,089	19,512	19,796
その他	21,051	29,157	20,138	20,072	20,105	21,696	20,257	20,123
非消費支出	54,761	54,761	52,112	52,555	52,686	53,041	57,998	53,531
予備費	17,600	17,300	17,900	18,200	18,600	18,100	18,300	18,300
最低生計費 (月額)	税抜	193,746	197,422	201,025	205,317	199,525	202,008	201,813
	税込	248,507	245,746	249,534	253,580	258,003	260,006	255,344
年額(税込)	2,982,084	2,948,952	2,994,408	3,042,960	3,096,036	3,030,792	3,120,072	3,064,128
必要最低賃金額A(173.8時間換算)	1,430	1,414	1,436	1,459	1,484	1,453	1,496	1,469
必要最低賃金額B(150時間換算)	1,657	1,638	1,664	1,691	1,720	1,684	1,733	1,702

表2 北海道・東北地方最低生計費試算調査結果（2016年版）総括表

都道府県名	北海道		青森県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県	福島県
	男性	女性						
自治体名	札幌市		青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市
性別	男性	女性	男性	男性	男性	男性	男性	男性
最賃ランク	C		D	D	D	D	C	D
消費支出	163,805	162,204	162,589	163,216	173,997	166,317	167,016	167,952
食費	39,991	32,310	39,977	40,133	40,083	40,032	40,017	40,703
住居費	32,000	32,000	26,000	29,000	35,000	30,000	30,000	32,000
水道・光熱	10,206	9,933	8,076	8,260	9,024	8,695	8,686	8,715
家具・家事用品	4,071	4,398	3,664	3,479	4,216	3,905	3,821	3,509
被服・履物	5,828	4,431	6,514	6,626	6,501	5,628	7,095	6,225
保健医療	4,558	3,274	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596
交通・通信	16,660	17,438	38,342	35,710	39,697	37,634	38,342	37,028
教養・娯楽	30,068	30,068	17,950	18,093	17,533	17,057	17,126	17,726
その他	20,423	28,352	19,470	19,319	19,347	20,770	19,333	19,450
非消費支出	44,878	44,878	37,294	37,428	37,367	37,367	37,375	37,320
予備費	16,300	16,200	16,200	16,300	17,300	16,600	16,700	16,700
最低生計費	180,105	178,404	178,789	179,516	191,297	182,917	183,716	184,652
(月額)	224,983	223,282	216,083	216,944	228,664	220,284	221,091	221,972
年額(税込)	2,699,796	2,679,384	2,592,996	2,603,328	2,743,968	2,643,408	2,653,092	2,663,664
必要最低賃金額A(173.8時間換算)	1,294	1,285	1,243	1,248	1,316	1,267	1,272	1,277
必要最低賃金額B(150時間換算)	1,500	1,489	1,441	1,446	1,524	1,469	1,474	1,480

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

(令和5年4月6日)

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）は、令和3年5月26日の中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の見直しについて付託を受けた後、①中央最低賃金審議会における目安審議の在り方、②地方最低賃金審議会における審議に関する事項、③中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について、最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえ、目安制度の原点に立ち返って鋭意検討を重ね、下記のとおり全員協議会報告として取りまとめたので報告する。

記

1 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方について

(1) 最低賃金のあるべき水準

ナショナルミニマムとしての水準を議論すべきとの意見や、全国加重平均1,000円という政府が掲げてきた目標へ近づきつつある状況を踏まえ、最低賃金のあるべき水準についても労使で議論を深めていく必要がある等の意見を踏まえ、検討を行った。

議論の中では、持続的かつ安定的に最低賃金を引き上げるために、少なくとも賃金決定の当事者である労使がいる場において、労使で合意した上であるべき水準を設定し、毎年を目安審議ではその目標を意識しながら、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項の3要素を踏まえた引上げ額を議論することが建設的ではないかとの意見があった。一方、政府から全国加重平均1,000円より更に高い目標額が提示され続けると、経営者としては先が見えずに非常に厳しいという意見があった。また、あるべき水準を定めた場合には、経済や雇用の情勢の予見可能性が必ずしも高い状況ではない中で、毎年目の審議会での3要素のデータに基づく自由闊達な審議を縛ることになるのではないかという意見もあった。

このように、あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。なお、あるべき水準の検討に当たり、諸外国における最低賃金の金額

及び目標水準やその決め方との比較をすることも考えられるが、その際には、各国と適用労働者の範囲や減額措置の内容が大きく異なることも踏まえることが必要であるという意見があった。

(2) 政府方針への配意の在り方

近年の目安審議は、①法の原則（最低賃金法第9条に定める地域別最低賃金の原則をいう。）、②目安制度（これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方及び賃金改定状況調査等参考資料等を総称する。）を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の事情（時々の目安審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総称する。）を総合的に勘案して行われている。この時々の事情に含まれる政府方針への配意に関して、地方最低賃金審議会の一部の委員において、政府方針ありきの議論ではないかとの認識があることへの対応については、これまでの全員協議会でも指摘があったところである。

これに関しては、令和4年度の目安審議のように、目安額に対する納得感をできるだけ高めるために、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた。

また、中央最低賃金審議会における目安審議や地方最低賃金審議会の審議においては、公労使三者構成で議論した上で決定することが重要であり、政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされた。

その上で、政府が、賃金水準あるいは最低賃金の在り方について、広く意見を聞いて一定の方向性を示すこと自体は否定しないが、政府方針を決定する際には、公労使がそろった会議体で、現状のデータや先行きの見通しを示すデータ等を踏まえて、時間をかけて議論されることが望ましいとの認識で一致した。

(3) 議事の公開

中央最低賃金審議会運営規程において、会議は原則公開とされ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある等の場合には非公開とすることができる中、目安審議の透明性を高める観点から、議事の公開について検討を行った。

これに関しては、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。その際、事務局においては、円滑な進行及び傍聴

者に配慮した、公開に係る企画運営の在り方を検討すべきである。

加えて、議事の公開が議論になるのは、目安審議における議論のプロセスが見えづらいものであると外部から受け止められていることが原因であると考えられる。この問題への対応としては、目安審議の報告において最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づく議論の結果をより丁寧に記載し、地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。

また、議事録の早期公開については、引き続き事務局において努めることが適当である。

2 地方最低賃金審議会における審議に関する事項について

(1) 目安の位置付け

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものとして、その必要性について異論は無かった。その上で、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。また、この趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望する。

(2) ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）

① ランク制度の必要性について

目安をランクごとに示すことによって地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できていることや、制度としての継続性・安定性の観点を踏まえると、ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。

② 指標の見直し

ランク区分については、平成7年の見直しにおいて、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数（以下「総合指数」という。）を各都道府県の経済実態とみなし、それに基づき各ランクへの振り分けを行うこととした。当該諸指標については、平成29年の全員協議会の見直しにおいて、各都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして、所得・消費に関する指標（5指標）、給与に関する指標（9指標）、企業経営に関する指標（5指標）の計19指標を選定した。今回の全員協議会においても、これらの19指標に基づき各ランクへの振り分けを行うことについて合意され

た。

ただし、これらのうち、所得・消費に関する指標中の、消費を示す代表的なものとして世帯支出を示す指標については、平成 29 年の全員協議会報告において、1 世帯 1 月当たりの消費支出（単身世帯）を用いたが、当該指標は調査対象月の一部の世帯の支出の動向の影響を受けやすいことを踏まえ、数値の安定を図るために、単身世帯のみならず 2 人以上世帯の結果も加えるとともに、都道府県ごとの世帯人員の偏りの影響を除外するために、他の政府統計で用いられている手法と同様に、平均世帯人員の平方根で除した数値を用いることとする。

19 指標については、都道府県の経済実態の中期的な変化の的確な把握の必要性、数値の安定性等に鑑み、別紙 1 のとおり、これまでの算出方法を踏まえながら、原則として直近の 5 年間で得られた数値の平均値をとった上で、当該平均値について最大値となる都道府県を 100 とした指数を算出して単純平均し、東京を 100 とした総合指数を算出した結果、新しい総合指数は別紙 2 のとおりとなった。

③新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け

上記の新しい総合指数の状況を踏まえ、ランク区分について検討を行った。

目安制度についてまとめた昭和 52 年の中央最低賃金審議会答申においては、地域別最低賃金について、47 都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額の改定についての目安を示すこととされた。これを受け、昭和 53 年度の目安額を示す際には、地域別最低賃金額の実態が 4 つにグループ分けできたことを踏まえて、ランク区分は 4 ランクで示された。また、総合指数によるランクの振り分けが導入された平成 7 年の全員協議会報告では、「昭和 53 年度以来実施され定着している面もある現行のランクとの継続性に留意する必要があるとともに、目安が法定労働条件としての最低賃金額に関わるものであることにかんがみ、その法的な安定性という面も考慮しなければならないことを踏まえつつ検討」し、その結果、総合指数の格差や、分布の状況からみてランク数の変更を特に必要とする顕著な事情は見られないことから、「従来と同様 4 つとすることが適当」とし、平成 16 年及び平成 23 年の全員協議会報告においても 4 ランクを維持した。平成 29 年全員協議会報告では「47 都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、4 ランク程度に区分することが妥当」とした。

今般の検討においては、47 都道府県の総合指数の差が縮小する一方、地域別最低賃金額の差が拡大していること、また、近年はランク間の目安額の差が縮小し、複数ランクで同額が示されるケースもあること等を踏まえ、昭和 53 年

度に目安制度が始まって以降4ランクとされてきたランク数について、維持すること及び見直すことの双方を視野に丁寧かつ慎重に議論を行った。その上で、ランク数については、以下の考え方に基づき、3ランクとすることが適当であるとの結論に至った。

- ・ 47都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、格差が縮小傾向であることから、ランク区分の数を減少させることに相当の理由があると考えられる。
- ・ ランク区分の数が多ければ、その分、ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなることを踏まえ、ランク区分の数を減らす。なお、これまで4つの目安額を示した年度に比べ3つ以下の年度では、ランクごとの目安額の差が小さい。
- ・ 平成26年度以降、4ランクとしつつも、目安審議における検討の結果目安額を3つ又は2つとした年度があることから、目安額を4つ示すほどの差がつきづらくなっていると言える。このため、最大3つの目安を示す構造となることで大きな混乱は生じにくく、かつ、ランクを減らすことの合理性もあると考えられる。
- ・ ランク数の変化による影響をできるだけ軽減するため、現行の4ランクから1つランク数を減らした3ランクとする。

また、各都道府県の各ランクへの振り分けについては、平成29年の全員協議会報告において、総合指数の差が比較的大きいところに着目すること及び各ランクにおける総合指数の分散度合をできる限り小さくすることに留意するという考え方が示された。今般の検討においては、その考え方をそのまま踏襲するのではなく、より納得感を高めるため、振り分けの際に考慮する事項について、総合指数に加えて、例えば適用労働者数の比率や直近の地域別最低賃金額、地域における経済圏など複数の要素を組み合わせで議論していくことについて、意見の一致が見られた。

さらに、今般の見直しにおけるランクの振り分けについては、様々な観点から議論し、特に、地域間格差の拡大抑制、ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるものとするのが重要であるとの認識で一致した。

その上で、特に、Aランクを中心に地域別最低賃金額が引き上げられてきた経緯も踏まえ、地域間格差の拡大抑制の観点から、Aランクの適用労働者数を少なくすべきという意見もあったが、

- ・ 3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地

域は現行のAランクと同じとする。

- ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする。
- ・ BランクとCランクの間は、各都道府県の経済実態を示す総合指数に比較的大きな格差のある県間に注目する。

等の考え方を総合的に勘案し、別紙3のとおり各都道府県を各ランクに振り分けることが適当であるとの結論に至った。

また、これまで中央最低賃金審議会が決定した目安額においては、下位ランクが上位ランクを上回ったことはなかった。この点について、今後の目安審議においては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータの状況次第では、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得ることを確認した。

(3) 発効日

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当である。

その上で、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるといふ地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、発効日については10月1日にこだわらず前倒しを含めて議論すべきであるという意見があった。一方、最近の最低賃金の引上げは影響率が高まっていることを踏まえ、最低賃金の引上げによる賃金改定に向けた準備のための時間を設けるために発効日に余裕を持たせ、後ろ倒しすべきという意見があった。

さらに、税・社会保障制度自体については中央最低賃金審議会において議論するものではないが、税・社会保障制度の正確な理解の普及が重要であるという意見があるとともに、最低賃金額が上昇したにもかかわらず、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われること、中には労働者の実質的な所得が向上しない事例も一部生じていることについて、公労使それぞれが重要な問題であるとの認識を示した。

発効日との関係では、特に使用者側委員からは、10月から最低賃金額が改定され、年末の繁忙期に就業調整が行われて人手不足が生じている現状に鑑み、これを避けるためにも、例えば発効日を年明け以降に後ろ倒しすべきという意見があ

った。一方、労働者側委員からは、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われていることを理由に最低賃金の引上げが阻害されることはあってはならないこと、また、発効日については、労使ともに年末の繁忙期の働き方の計画を立てやすくするためにも、10月1日より早く改定後の最低賃金額を発効させるべきとの意見があった。

また、地方最低賃金審議会ですで十分に議論を尽くした上で準備期間を設けることができるよう、中央最低賃金審議会としても配慮することが必要である。

3 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について

(1) 現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認、新規のデータ取得が不可となった参考資料の見直し等

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

このうち、特に「労働者の生計費」や「通常の事業の賃金支払能力」に関する資料を充実させるために、「家計調査」による1月あたりの消費支出額の推移及び日本生産性本部による就業1時間当たり名目労働生産性の推移についても、新たに主要統計資料に追加することとする。

また、新規のデータ取得が不可となった、「職業安定業務統計」の年齢別常用求人倍率の推移に代えて、「労働力調査」の性・年齢別完全失業率の推移を参考資料に加えることとする。

さらに、以下のとおり、技術的な見直しを行うこととする。

- ・ 「職業安定業務統計」による有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）について、現行は受理地別の数値を掲載しているが、より一般的に使用されるようになった就業地別の数値を掲載する。また、ランク別有効求人倍率の算出に当たって、現行は各都道府県の有効求人倍率の単純平均としているところ、有効求職者数による加重平均とする。
- ・ 「小売物価統計調査（構造編）」による消費者物価地域指数について、現行は各都道府県の都道府県庁所在都市の数値を掲載しているが、ランク分けの指標にも用いられている都道府県下全域を対象とした数値も追加で掲載する。
- ・ 「法人企業統計」による企業利益について、現行は「規模計」の欄に年度データと四半期データを並べて掲載しているが、年度データは資本金規模1,000万円未満の企業を含むのに対し、四半期データはこれらの企業を含まないことから、誤解を招かないよう四半期データの「規模計」については、「資本金規模1,000万円以上」として掲載し、年度データについてもこれに

対応する数値を追加する。併せて、年度データについては、資本金規模 1,000 万円未満の企業の数値も掲載する。また、年度データと四半期データは別頁とし、趨勢的な動向が観察できるよう、それぞれ掲載する期間を拡大する。

- ・ 「毎月勤労統計調査」による、賃金（現金給与総額）指数、パート比率、所定内給与、月間出勤日数、所定内労働時間、定期給与の推移、常用労働者 1 人平均月間総労働時間及び所定外労働時間の推移について、現行は事業所規模 30 人以上の数値を用いているが、より一般的に利用されている事業所規模 5 人以上の数値を用いる。
- ・ 主要指標の推移（GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数、完全失業率、求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数及びパート比率）について、現行は季節調整値と原数値が混在しており分かりづらいことから、季節調整値及び季節調整値の前期比(差)については、斜字で記載する。

これらに加え、引き続き、最低賃金の水準や影響、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素の状況などについて様々な検討及び評価を行うための参考資料の一層の整備・充実に向けて検討することが必要である。

（2）賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、加工の仕方なども含めて、アウトプットの出し方なども工夫できるのであれば様々な観点により検討すべきとの意見があったが、短期間に調査結果の集計を行う必要があることから、賃金改定状況調査の集計方法等について、当面は現行の方法を維持することとする。

また、審議における賃金改定状況調査の活用の在り方に関し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に示している賃金改定状況調査の第 4 表を重視した協議を基本とするべきとの意見がある一方、第 4 表の位置付け、重視の仕方、数字の解釈については労使間で隔たりがあることから、公益委員も含め三者で認識をすり合わせながら審議を進めていきたいとの意見もあった。また、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（調査年の前年の 6 月と調査年の 6 月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）については、令和 4 年度目安審議においては公益委員からの要望を踏まえ、第 4 表③として提出したが、令和 5 年度以降の目安審議においては毎年提出することとする。

（3）その他参考資料の在り方について

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、地方最低賃金審議会の自主性を発揮できるよう、都道府県別

の参考資料の充実についても検討すべきという意見があったことも踏まえつつ、引き続き見直しについて検討することが必要である。

4 今後の見直しについて

目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であるとされているところである。次回の目安制度の在り方に関する見直しの際には、平成7年の全員協議会報告に復して概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である。

ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況

都道府県	①1人当たりの県民所得 (平成27～令和元年)		②雇用者1人当たりの雇 用者報酬 (平成27～令和元年)		③1世帯1月当たりの等 価消費支出(総世帯)(令 和元年)		④消費者物価地域差指 数(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	5,813,231	100.0	5,688,808	100.0	173,238	100.0	104.6	100.0
神奈川	3,161,951	54.4	5,118,733	90.0	167,627	96.8	103.7	99.1
大阪	3,012,549	51.8	4,886,462	85.9	155,852	90.0	99.8	95.4
愛知	3,778,977	65.0	4,957,190	87.1	159,123	91.9	97.8	93.5
千葉	3,082,884	53.0	4,910,600	86.3	161,216	93.1	100.6	96.1
兵庫	2,997,398	51.6	4,969,561	87.4	164,032	94.7	100.0	95.6
埼玉	3,040,438	52.3	4,630,324	81.4	155,009	89.5	100.8	96.4
京都	2,962,624	51.0	4,325,994	76.0	161,254	93.1	100.9	96.5
茨城	3,222,007	55.4	4,573,362	80.4	162,550	93.8	97.9	93.5
静岡	3,400,072	58.5	4,498,818	79.1	150,028	86.6	98.4	94.0
富山	3,251,988	55.9	4,447,246	78.2	163,870	94.6	98.8	94.5
広島	3,212,453	55.3	4,857,183	85.4	161,410	93.2	98.9	94.5
滋賀	3,277,817	56.4	4,627,880	81.4	153,564	88.6	99.6	95.2
栃木	3,377,907	58.1	4,664,214	82.0	156,019	90.1	98.2	93.9
群馬	3,285,331	56.5	4,425,053	77.8	151,173	87.3	96.5	92.2
宮城	3,000,066	51.6	4,449,372	78.2	155,010	89.5	99.1	94.7
山梨	3,016,465	51.9	4,460,182	78.4	157,343	90.8	98.2	93.8
三重	3,088,693	53.1	4,472,746	78.6	147,452	85.1	98.8	94.4
石川	2,984,557	51.3	4,567,402	80.3	156,006	90.1	100.2	95.8
福岡	2,830,933	48.7	4,680,590	82.3	151,997	87.7	97.0	92.7
香川	2,946,895	50.7	4,574,314	80.4	157,781	91.1	98.3	94.0
岡山	2,814,349	48.4	4,464,925	78.5	156,155	90.1	97.9	93.6
福井	3,170,042	54.5	4,753,485	83.6	139,517	80.5	99.4	95.0
奈良	2,712,262	46.7	4,650,011	81.7	155,560	89.8	97.2	92.9
山口	3,200,233	55.1	4,473,848	78.6	149,427	86.3	99.1	94.7
長野	2,919,233	50.2	4,661,405	81.9	156,144	90.1	97.3	93.0
北海道	2,761,825	47.5	4,894,967	86.0	150,613	86.9	100.1	95.7
岐阜	2,980,297	51.3	4,447,889	78.2	149,209	86.1	97.3	93.0
徳島	3,114,800	53.6	4,440,347	78.1	148,161	85.5	99.7	95.3
福島	2,934,832	50.5	4,352,980	76.5	151,296	87.3	99.5	95.1
新潟	2,920,786	50.2	4,333,682	76.2	148,190	85.5	98.5	94.2
和歌山	2,921,402	50.3	4,144,513	72.9	136,400	78.7	99.5	95.1
愛媛	2,658,255	45.7	4,206,487	73.9	140,891	81.3	98.1	93.8
島根	2,867,875	49.3	4,009,860	70.5	153,382	88.5	99.6	95.2
大分	2,659,457	45.7	4,170,619	73.3	148,291	85.6	97.5	93.2
熊本	2,604,679	44.8	3,943,346	69.3	146,616	84.6	98.7	94.4
山形	2,811,061	48.4	4,138,282	72.7	163,178	94.2	100.5	96.0
佐賀	2,730,145	47.0	3,911,742	68.8	150,150	86.7	97.6	93.2
長崎	2,605,275	44.8	4,434,156	77.9	145,051	83.7	99.7	95.3
岩手	2,725,924	46.9	3,985,414	70.1	148,034	85.5	99.1	94.7
高知	2,618,683	45.0	4,142,491	72.8	146,706	84.7	99.5	95.1
鳥取	2,412,626	41.5	3,762,058	66.1	148,222	85.6	98.5	94.2
秋田	2,606,400	44.8	3,868,208	68.0	145,251	83.8	98.3	93.9
鹿児島	2,510,851	43.2	3,710,978	65.2	143,814	83.0	96.6	92.4
宮崎	2,417,797	41.6	3,943,856	69.3	142,577	82.3	96.1	91.8
青森	2,599,151	44.7	3,884,451	68.3	143,328	82.7	98.3	93.9
沖縄	2,342,269	40.3	3,865,281	67.9	128,533	74.2	98.3	94.0

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」
 ②内閣府「県民経済計算年報」
 ③総務省「全国家計構造調査」
 ④総務省「小売物価統計調査」

(注1)③の「等価消費支出」は、1世帯1月当たりの消費支出額を平均世帯人員の平方根で除して算出している。

都道府県	⑤1人当たり家計最終消費支出(平成27～令和元年)		⑥1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑦常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑧常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(中位数)(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	2,987,468	100.0	2,324	100.0	2,400	100.0	1,372	100.0
神奈川	2,567,643	85.9	2,062	88.7	2,081	86.7	1,211	88.3
大阪	2,371,504	79.4	1,990	85.6	1,997	83.2	1,212	88.4
愛知	2,463,171	82.5	1,936	83.3	1,970	82.1	1,237	90.2
千葉	2,387,498	79.9	1,848	79.5	1,863	77.6	1,191	86.8
兵庫	2,322,403	77.7	1,839	79.1	1,859	77.5	1,132	82.6
埼玉	2,388,065	79.9	1,822	78.4	1,836	76.5	1,181	86.1
京都	2,341,035	78.4	1,859	80.0	1,856	77.4	1,140	83.1
茨城	2,252,358	75.4	1,820	78.3	1,844	76.8	1,125	82.0
静岡	2,214,400	74.1	1,742	74.9	1,771	73.8	1,122	81.8
富山	2,362,429	79.1	1,664	71.6	1,705	71.0	1,144	83.4
広島	2,269,559	76.0	1,792	77.1	1,803	75.1	1,150	83.8
滋賀	2,186,359	73.2	1,812	77.9	1,857	77.4	1,095	79.8
栃木	2,198,272	73.6	1,767	76.0	1,751	72.9	1,112	81.1
群馬	2,185,597	73.2	1,718	73.9	1,752	73.0	1,126	82.1
宮城	2,226,305	74.5	1,709	73.5	1,699	70.8	1,066	77.7
山梨	2,200,791	73.7	1,704	73.3	1,731	72.1	1,085	79.1
三重	2,105,910	70.5	1,805	77.7	1,809	75.4	1,140	83.1
石川	2,393,478	80.1	1,692	72.8	1,728	72.0	1,102	80.3
福岡	2,203,122	73.7	1,727	74.3	1,755	73.1	1,095	79.8
香川	2,295,674	76.8	1,673	72.0	1,713	71.4	1,092	79.6
岡山	2,177,801	72.9	1,677	72.1	1,703	71.0	1,086	79.2
福井	2,146,672	71.9	1,637	70.4	1,718	71.6	1,076	78.4
奈良	2,337,823	78.3	1,786	76.9	1,726	71.9	1,053	76.8
山口	2,129,475	71.3	1,675	72.1	1,681	70.1	1,011	73.7
長野	2,258,409	75.6	1,688	72.6	1,716	71.5	1,089	79.4
北海道	2,206,826	73.9	1,652	71.1	1,706	71.1	1,087	79.3
岐阜	2,114,058	70.8	1,703	73.3	1,705	71.0	1,080	78.7
徳島	2,211,254	74.0	1,635	70.3	1,674	69.8	1,062	77.4
福島	2,126,265	71.2	1,592	68.5	1,649	68.7	1,045	76.2
新潟	2,217,244	74.2	1,583	68.1	1,653	68.9	1,062	77.4
和歌山	2,023,307	67.7	1,662	71.5	1,685	70.2	1,055	76.9
愛媛	2,104,794	70.5	1,560	67.1	1,600	66.7	1,033	75.3
島根	2,225,465	74.5	1,535	66.0	1,604	66.8	1,015	74.0
大分	2,094,806	70.1	1,564	67.3	1,562	65.1	1,001	73.0
熊本	1,892,093	63.3	1,536	66.1	1,605	66.9	1,011	73.7
山形	2,207,944	73.9	1,488	64.0	1,552	64.7	1,019	74.3
佐賀	1,987,455	66.5	1,496	64.4	1,551	64.6	1,001	73.0
長崎	1,997,909	66.9	1,521	65.5	1,541	64.2	975	71.1
岩手	2,172,748	72.7	1,468	63.2	1,545	64.4	992	72.3
高知	2,138,073	71.6	1,570	67.5	1,614	67.2	997	72.7
鳥取	2,069,232	69.3	1,519	65.3	1,566	65.3	997	72.7
秋田	2,160,544	72.3	1,457	62.7	1,530	63.8	980	71.4
鹿児島	1,980,424	66.3	1,513	65.1	1,531	63.8	980	71.4
宮崎	2,043,832	68.4	1,442	62.1	1,535	63.9	985	71.8
青森	1,987,045	66.5	1,434	61.7	1,470	61.3	968	70.6
沖縄	1,736,635	58.1	1,495	64.3	1,510	62.9	962	70.1

資料出所 ⑤内閣府「県民経済計算年報」
⑥厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
⑦厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
⑧厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑨短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑩1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29～令和3年)		⑪短時間労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29～令和3年)		⑫常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	1,515	100.0	1,255	100.0	997	100.0	994	100.0
神奈川	1,343	88.6	1,180	94.0	986	98.9	980	98.6
大阪	1,320	87.1	1,120	89.2	936	93.9	935	94.0
愛知	1,239	81.7	1,114	88.7	907	91.0	906	91.1
千葉	1,245	82.2	1,095	87.2	915	91.8	902	90.7
兵庫	1,232	81.3	1,060	84.4	881	88.4	874	87.9
埼玉	1,220	80.5	1,075	85.7	904	90.7	903	90.9
京都	1,317	86.9	1,049	83.6	891	89.3	886	89.2
茨城	1,165	76.9	1,038	82.7	844	84.7	841	84.6
静岡	1,188	78.4	1,029	82.0	871	87.4	866	87.1
富山	1,145	75.6	1,016	81.0	842	84.5	844	84.9
広島	1,157	76.3	1,032	82.2	857	86.0	851	85.6
滋賀	1,172	77.4	1,048	83.5	861	86.4	849	85.4
栃木	1,124	74.2	1,019	81.2	843	84.6	838	84.3
群馬	1,167	77.0	1,014	80.8	836	83.9	834	83.9
宮城	1,126	74.3	971	77.4	808	81.0	809	81.4
山梨	1,152	76.0	994	79.2	834	83.7	836	84.1
三重	1,149	75.9	1,026	81.8	860	86.3	853	85.8
石川	1,123	74.1	1,011	80.5	833	83.5	836	84.1
福岡	1,117	73.7	990	78.9	821	82.4	823	82.8
香川	1,153	76.1	981	78.1	826	82.8	820	82.5
岡山	1,218	80.4	989	78.8	827	83.0	824	82.9
福井	1,104	72.9	975	77.7	828	83.0	822	82.7
奈良	1,179	77.8	1,015	80.9	838	84.1	824	82.9
山口	1,114	73.5	992	79.0	813	81.6	811	81.6
長野	1,144	75.5	999	79.6	840	84.3	837	84.2
北海道	1,114	73.5	958	76.3	838	84.0	836	84.1
岐阜	1,126	74.3	1,014	80.8	842	84.4	832	83.7
徳島	1,138	75.1	946	75.4	797	80.0	792	79.7
福島	1,063	70.2	940	74.9	786	78.9	791	79.6
新潟	1,085	71.6	968	77.1	814	81.7	815	82.0
和歌山	1,128	74.5	970	77.3	819	82.2	818	82.3
愛媛	1,053	69.5	927	73.9	778	78.1	782	78.7
島根	1,109	73.2	936	74.6	789	79.2	780	78.5
大分	1,056	69.7	931	74.2	774	77.7	773	77.8
熊本	1,060	70.0	915	72.9	778	78.1	781	78.6
山形	1,045	68.9	907	72.3	778	78.1	781	78.6
佐賀	1,099	72.5	897	71.5	783	78.6	777	78.2
長崎	1,048	69.2	900	71.7	782	78.5	769	77.4
岩手	1,045	69.0	898	71.5	775	77.8	769	77.4
高知	1,094	72.2	923	73.6	776	77.9	777	78.2
鳥取	1,129	74.5	919	73.2	791	79.4	780	78.4
秋田	1,013	66.8	874	69.6	769	77.2	768	77.3
鹿児島	1,018	67.2	881	70.2	770	77.2	768	77.3
宮崎	1,025	67.6	878	69.9	776	77.8	766	77.1
青森	1,037	68.5	855	68.1	767	76.9	767	77.2
沖縄	1,062	70.1	901	71.8	783	78.5	775	77.9

資料出所 ⑨厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (注2)⑩、⑪において、平成28～令和元年
⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 の数値は、令和2年調査の集計方法
⑪厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 に合わせて集計している。
⑫厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑬新規高校学卒者の初任給(10人以上)(平成29～令和3年) (神奈川=100)		⑭地域別最低賃金額(平成30年～令和4年)		⑮1事業従事者当たり付加価値額(製造業)(平成28年) (山梨=100)		⑯1事業従事者当たり付加価値額(建設業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	181,700	99.7	1,025	100.0	7,678,089	89.2	8,248,613	100.0
神奈川	182,180	100.0	1,023	99.9	7,122,697	82.8	6,277,121	76.1
大阪	178,560	98.0	976	95.2	6,722,087	78.1	7,400,929	89.7
愛知	173,000	95.0	938	91.6	8,215,997	95.5	6,433,339	78.0
千葉	175,660	96.4	936	91.3	6,610,571	76.8	5,686,342	68.9
兵庫	173,940	95.5	912	89.0	6,653,067	77.3	5,783,666	70.1
埼玉	176,620	96.9	939	91.6	6,052,254	70.3	5,673,734	68.8
京都	174,080	95.6	921	89.9	6,545,340	76.0	5,475,238	66.4
茨城	171,260	94.0	862	84.2	7,395,372	85.9	4,888,625	59.3
静岡	172,540	94.7	897	87.5	6,735,039	78.2	5,140,114	62.3
富山	169,460	93.0	861	84.0	5,989,405	69.6	5,503,496	66.7
広島	170,260	93.5	883	86.2	6,781,839	78.8	5,526,902	67.0
滋賀	173,980	95.5	879	85.8	7,441,099	86.5	5,655,791	68.6
栃木	168,340	92.4	866	84.5	7,184,476	83.5	5,213,719	63.2
群馬	171,460	94.1	848	82.8	7,243,991	84.2	5,379,778	65.2
宮城	164,440	90.3	837	81.6	5,695,372	66.2	6,584,945	79.8
山梨	168,980	92.8	850	82.9	8,607,165	100.0	4,676,110	56.7
三重	170,820	93.8	886	86.4	6,402,518	74.4	5,602,564	67.9
石川	168,980	92.8	845	82.4	6,093,855	70.8	5,351,582	64.9
福岡	168,380	92.4	853	83.3	5,921,527	68.8	5,796,567	70.3
香川	167,480	91.9	831	81.1	6,328,651	73.5	5,685,173	68.9
岡山	168,520	92.5	846	82.5	6,311,813	73.3	5,352,583	64.9
福井	171,320	94.0	842	82.1	6,682,775	77.6	5,057,596	61.3
奈良	170,060	93.3	850	82.9	5,093,469	59.2	5,508,240	66.8
山口	166,840	91.6	841	82.1	8,145,531	94.6	4,848,349	58.8
長野	169,520	93.1	861	84.0	5,357,803	62.2	5,012,373	60.8
北海道	163,360	89.7	873	85.2	5,193,013	60.3	5,026,920	60.9
岐阜	169,680	93.1	864	84.3	5,452,087	63.3	5,147,191	62.4
徳島	162,620	89.3	807	78.7	7,165,169	83.2	4,519,689	54.8
福島	163,900	90.0	811	79.2	5,174,039	60.1	5,432,478	65.9
新潟	168,420	92.4	843	82.2	5,059,573	58.8	4,960,862	60.1
和歌山	161,940	88.9	842	82.2	6,435,122	74.8	5,127,113	62.2
愛媛	165,020	90.6	804	78.5	6,439,905	74.8	4,822,170	58.5
島根	162,840	89.4	805	78.6	5,488,793	63.8	4,441,977	53.9
大分	165,180	90.7	804	78.5	5,807,513	67.5	4,543,810	55.1
熊本	159,620	87.6	804	78.4	5,940,277	69.0	4,230,544	51.3
山形	157,380	86.4	804	78.5	4,909,940	57.0	4,049,426	49.1
佐賀	161,600	88.7	804	78.4	5,772,544	67.1	4,182,416	50.7
長崎	157,780	86.6	804	78.4	5,396,553	62.7	4,177,024	50.6
岩手	156,480	85.9	804	78.5	5,059,093	58.8	4,531,689	54.9
高知	160,480	88.1	803	78.4	3,980,097	46.2	4,695,198	56.9
鳥取	161,560	88.7	804	78.4	4,788,458	55.6	4,567,596	55.4
秋田	153,680	84.4	804	78.4	4,797,854	55.7	4,262,621	51.7
鹿児島	157,760	86.6	804	78.4	4,925,217	57.2	4,432,913	53.7
宮崎	156,980	86.2	804	78.4	4,952,192	57.5	4,302,337	52.2
青森	156,720	86.0	804	78.5	4,788,483	55.6	4,123,755	50.0
沖縄	154,560	84.8	803	78.4	4,062,137	47.2	4,568,050	55.4

資料出所 ⑬厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑭厚生労働省調べ

⑮総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

⑯総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

(注3)⑬において、令和2年及び令和3年の数値は、「新規学卒者(高卒)の所定内給与額」を用いている。

都道府県	⑰-a 1事業従事者当たり付加価値額(卸売業)(平成28年)		⑰-b 1事業従事者当たり付加価値額(小売業)(平成28年)		⑰平均	⑱1事業従事者当たり付加価値額(飲食サービス業)(平成28年)(富山=100)		⑲1事業従事者当たり付加価値額(サービス業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	10,573,667	100.0	4,859,533	100.0	100.0	2,287,580	94.7	5,455,739	100.0
神奈川	8,616,016	81.5	3,803,265	78.3	79.9	1,982,597	82.1	4,859,659	89.1
大阪	9,175,134	86.8	3,775,610	77.7	82.2	1,815,642	75.2	4,829,785	88.5
愛知	8,399,687	79.4	4,077,647	83.9	81.7	1,977,308	81.9	4,182,855	76.7
千葉	8,759,765	82.8	3,919,130	80.6	81.7	1,978,577	81.9	4,132,887	75.8
兵庫	8,162,535	77.2	3,803,868	78.3	77.7	1,889,501	78.2	3,850,269	70.6
埼玉	8,132,300	76.9	3,656,149	75.2	76.1	1,931,658	80.0	3,688,452	67.6
京都	7,178,425	67.9	3,249,230	66.9	67.4	1,990,988	82.5	3,712,532	68.0
茨城	8,589,482	81.2	3,815,685	78.5	79.9	1,780,517	73.7	4,320,659	79.2
静岡	8,054,128	76.2	3,761,197	77.4	76.8	1,951,935	80.8	4,299,756	78.8
富山	7,112,625	67.3	3,786,955	77.9	72.6	2,414,706	100.0	4,189,709	76.8
広島	7,392,863	69.9	3,556,399	73.2	71.6	1,855,984	76.9	3,726,382	68.3
滋賀	6,848,699	64.8	3,633,475	74.8	69.8	1,806,958	74.8	3,679,375	67.4
栃木	7,749,228	73.3	3,593,369	73.9	73.6	1,789,277	74.1	4,169,900	76.4
群馬	9,120,117	86.3	3,941,713	81.1	83.7	1,881,931	77.9	3,655,474	67.0
宮城	9,967,498	94.3	4,226,022	87.0	90.6	1,897,527	78.6	4,031,359	73.9
山梨	8,102,082	76.6	3,832,306	78.9	77.7	1,769,549	73.3	3,383,120	62.0
三重	6,688,674	63.3	3,617,946	74.5	68.9	1,849,936	76.6	3,548,797	65.0
石川	7,530,013	71.2	3,581,076	73.7	72.5	1,995,104	82.6	3,638,987	66.7
福岡	7,546,467	71.4	3,905,713	80.4	75.9	1,984,725	82.2	3,984,071	73.0
香川	7,102,630	67.2	3,370,358	69.4	68.3	1,941,448	80.4	3,885,820	71.2
岡山	6,398,907	60.5	3,746,907	77.1	68.8	1,862,701	77.1	3,713,992	68.1
福井	6,354,610	60.1	3,788,908	78.0	69.0	1,881,938	77.9	3,946,118	72.3
奈良	6,830,966	64.6	3,603,464	74.2	69.4	1,767,295	73.2	3,430,913	62.9
山口	5,586,502	52.8	3,508,382	72.2	62.5	1,735,975	71.9	3,762,684	69.0
長野	6,321,464	59.8	3,530,015	72.6	66.2	1,859,844	77.0	3,540,326	64.9
北海道	7,916,180	74.9	3,462,681	71.3	73.1	1,935,972	80.2	3,657,253	67.0
岐阜	6,274,189	59.3	3,829,388	78.8	69.1	1,686,919	69.9	3,573,318	65.5
徳島	5,322,453	50.3	3,686,331	75.9	63.1	1,788,444	74.1	3,446,273	63.2
福島	5,723,552	54.1	3,623,268	74.6	64.3	1,936,101	80.2	3,758,638	68.9
新潟	6,279,656	59.4	3,350,652	69.0	64.2	1,768,921	73.3	3,358,633	61.6
和歌山	5,487,853	51.9	3,211,073	66.1	59.0	1,747,927	72.4	3,006,886	55.1
愛媛	5,879,201	55.6	3,326,421	68.5	62.0	1,864,989	77.2	3,610,167	66.2
島根	5,733,089	54.2	3,341,954	68.8	61.5	1,965,539	81.4	3,092,428	56.7
大分	6,281,246	59.4	3,413,236	70.2	64.8	1,843,762	76.4	3,214,665	58.9
熊本	6,723,386	63.6	3,409,772	70.2	66.9	1,929,367	79.9	3,482,302	63.8
山形	5,746,472	54.3	3,609,019	74.3	64.3	1,853,799	76.8	3,213,125	58.9
佐賀	5,248,166	49.6	3,598,607	74.1	61.8	1,821,016	75.4	3,334,281	61.1
長崎	5,296,136	50.1	3,836,272	78.9	64.5	1,767,076	73.2	3,577,166	65.6
岩手	6,955,342	65.8	3,380,712	69.6	67.7	1,862,800	77.1	3,065,712	56.2
高知	5,469,569	51.7	3,085,598	63.5	57.6	1,676,505	69.4	3,451,793	63.3
鳥取	4,985,602	47.2	3,416,946	70.3	58.7	1,857,237	76.9	3,210,357	58.8
秋田	5,845,008	55.3	3,201,440	65.9	60.6	1,756,560	72.7	3,189,262	58.5
鹿児島	5,833,075	55.2	2,914,021	60.0	57.6	1,794,369	74.3	3,275,396	60.0
宮崎	5,860,326	55.4	3,163,678	65.1	60.3	1,717,778	71.1	2,977,964	54.6
青森	5,814,366	55.0	3,183,979	65.5	60.3	1,788,949	74.1	3,022,910	55.4
沖縄	5,979,941	56.6	3,322,019	68.4	62.5	1,776,128	73.6	3,156,565	57.9

資料出所 ⑰総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑱総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑲総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

諸指標による都道府県の総合指数

東京	100.0
神奈川	89.2
大阪	86.6
愛知	86.4
千葉	83.7
埼玉	82.1
埼玉	81.7
茨城	81.2
静岡	80.7
富山	80.5
広島	80.5
滋賀	80.3
栃木	80.2
群馬	79.6
宮城	79.4
山梨	78.9
山梨	78.6
山梨	78.6
三重	78.6
石川	78.4
福井	78.4
香川	78.1
岡山	77.4
福岡	77.3
奈良	76.9
山形	76.9
長野	76.8
北海道	76.8
岐阜	76.1
徳島	75.4
福井	74.6
新潟	74.3
和歌山	74.0
愛媛	73.4
島根	73.0
大分	72.4
熊本	72.2
山形	72.0
山形	71.6
佐賀	71.5
長崎	71.4
岩手	71.4
高知	71.1
鳥取	71.1
秋田	71.0
鹿儿岛	69.7
宮崎	69.6
青森	69.2
青森	69.0
沖縄	68.5

各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都 道 府 県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2023年6月27日

宮城労働局長 竹内聡様

宮城全労協 議長 大内忠雄
仙台市若林区新寺1-5-26-510

<宮城県最低賃金の改定審議に関する要請>

「全国一律で時間1500円」の実現を求めます

昨年の最賃改定審議では物価動向に注目が集まりました。改定後、物価上昇はさらに進んで大きな社会問題となりました。低所得労働者にとって、最賃引き上げ効果は瞬く間に失われ、生活苦境はいっそう深刻なものとなりました。「一年後の最賃まで待てない」という声が広がり、最低賃金大幅引き上げキャンペーン実行委員会をはじめ、各地で「物価高騰を上回る最低賃金の再改定」を求めて労働局への要請などが行われてきました。

食品や生活物資など物価上昇は今後も続き、電気料金値上げの深刻な影響も指摘されています。最低賃金の大幅な引き上げ改定が必要であり、「全国一律で1500円」の実現を要請します。

以下、要請にあたっての意見とします。

●22道県で「目安」を上回る地域最賃（昨年の最賃改定）

昨年2022年の最賃改定では、当時の「D」「C」ランクの地域を中心にして22道県で中央審議会の「目安」を上回る額となりました。それは「最賃格差」を埋めようとする地方の声を受け、各県最賃審議会が導き出したものでした。河北新報は「人材流出 地方に危機感／（最賃の）格差縮小で引き留め狙う」と地方の実情を記事にしています（22年8月24日付）。最賃行政にはこのような動きを後押しすることが求められています。

●実質賃金の低下が続いています

「春闘の賃上げ率は30年ぶりの高さ」だと報じられました。「過去に経験したことのない上げ幅」とか「満額回答相次ぐ」などの文言が躍ります。しかし、岸田首相が強調していた「インフレ率を超える賃上げ」であったとは言えません。しかも、それらの数値の評価は大企業を中心にしたものです。低所得労働者、「最賃近傍」で働く労働者にとっての現実異なります。そして、地域の最低改定審議に求められるのは、そのような現実には焦点を当てることです。

実質賃金は対前年比で低下が続いています。今春の賃上げ効果によって、今年の後半には実質賃金はプラスになるだろうとの見通しも語られていますが、仮にそうなったとしても、低所得労働者に大きな影響を与えることにはなりません。低所得労働者の賃金に直接、波及させるためには、最低賃金の大幅引き上げが必要不可欠です。

●地域間格差を隠す「加重平均」

岸田首相は今年最賃改定の目標に関して「1千円」へのこだわりを示してきました。「骨太の

方針」では「今夏以降は、1千円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う」と記されています。

ここで首相がいう「一千元」は「加重平均」においてであり、従来の「C」「D」ランクなどすべての地域で「一千元」超となることを意味してはいません。大きな地域間格差を抱えたままであるのに、「加重平均」をもって、「1千円」が実現したかのように印象づけられることは不当であり、その点でも全国一律最賃制とすべきです。

●「4区分から3区分の変更」では抜本的改正にはなりません

「4区分」の見直し議論では、現行の4段階区分を3段階とすることが報告されました（「目安制度の在り方に関する全員協議会」4月6日）。最賃の地域差の拡大を抑える狙いとされています。しかし、「3ランクに減らすことで、引き上げ額の差が小さくなりやすいようにした」と報じられるなど、〈数字のマジック〉を期待しているのではないかとの疑念が消えません。

日弁連会長声明（「低賃金労働者の生活を支えて経済を活性化するために、最低賃金額の引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める」4月14日）は「全国一律制実現に向けた提言をなすべき」と述べ、次のように指摘しています。

「これ（目安区分の3段階への変更）ではCランクの引上額を、Aランクの引上額より大幅に上回るものとするなどの抜本的な方策でも採られない限り、地域間格差の迅速な解消は望めない。中央最低賃金審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっていることを直視し、目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。」

●「全国一律で1500円」を！

NHK時論公論は昨年8月8日、中央審議会の「目安」決定直後、「最低賃金と新しい資本主義～最大引き上げのその先は？」と題して問題提起しました。「今のペースだと2年後には政府目標の平均1000円に、ついに到達する見通し」としたうえで、「それでも生活の底上げには不十分」「海外と比べてもG7では最低レベル」だとして、今後の課題を論じる内容でした。

最低賃金のあり方を巡って、これまでの様々な議論の一つとして、次のように「1500円の実現」に言及しています。「海外と比べてそんな色ない水準であること。また、組合などが行ったアンケートで、単身者が普通に働いて暮らすためには1500円前後が必要なこと、などが理由とされています」。さらに解説委員は、地域格差も議論になっているとして、「国際的にみると、最低賃金を地域別に決めているのは実は少数派で、多くの国では全国一律」であり「このため、自民党の国会議員の中からも最低賃金の一元化を求める声が去年、出されている」と述べています。

このような解説が示しているのは、「全国一律で1500円」の要求は現実的な選択肢だ、ということです。

「1000円」はもはや目標額とはいえず、またその額では不十分です。「3区分」への変更も抜本的改正にはなりません。「全国一律で1500円」の実現が必要です。

(以上)